

新見市教育委員会 3月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 平成31年3月11日(月) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1B

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	小 野 貴美江
委 員	住 本 克 彦
委 員	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	安 藤 暢 重
教育総務課長	高 瀬 広 視
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	田 邊 純 孝
教育総務課庶務係長	三 村 真 司

6 記 録

午後3時30分 着 席

(平成31年3月11日(月) 午後3時30分から午後5時16分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

高瀬課長 (新見市教育委員会 2 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 5 件、協議・報告 0 件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第 9 号 平成 30 年度末教職員人事異動の内申について」についてですが、本件は人事に関する案件であるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項第 7 号」及び「新見市教育委員会会議規則第 14 条」に基づき非公開での報告としたいので決議をお願いします。

各委員 (異議無しの声)

城井田教育長 それでは、全会一致で「議第 9 号」は非公開での審議といたします。

## 6 議 事

議第 9 号 平成 30 年度末教職員人事異動の内申について

上田課長 (田邊課長、高瀬課長、三村係長が退席した後、平成 30 年度末教職員人事異動の内申について資料に基づき非公開で審議を行い承認となる。)

城井田教育長 次に「議第 10 号」の説明をお願いします。

議第 10 号 指定学校変更認定解除申請の承認について

上田課長 議第 10 号 指定学校変更認定解除申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。兄弟での解除申請ですが、放課後児童クラブを利用するため指定校変更をしていましたが、新年度から

指定校で放課後児童クラブの開設が予定されているため、変更を解除し指定校に戻るといふものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第10号は承認とします。  
次に「議第11号」の説明をお願いします。

#### 議第11号 指定学校変更申請の承認について

上田課長

議第11号 指定学校変更の申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は、2世帯2名の申請が出ています。家庭の事情で転居したものの、年度途中であるため残りの期間について引き続き現在通学している学校への通学を希望しているものです。もう1件は、人間関係のトラブルをきっかけに一時不登校になっていました。現在は教室に復帰できていますが、保護者としては、そのトラブルを引きずって進学するよりは新たな環境での学習生活を望まれ市外の学校への進学を希望されたため、該当の教育委員会と調整していましたが、希望する学校を決めた理由がハッキリしなかったこと、部活等で指定校の生徒と顔を合わせる可能性があるためその頻度は変わらないのではないかということから、承諾を得ることができませんでした。その内容を保護者に伝えたところ、改めて家族で話し合い市内の別の学校への指定校変更を希望しているものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第11号は承認とします。  
次に「議第12号」の説明をお願いします。

#### 議第12号 新見市立学校管理規則の一部を改正する規則について

上田課長

議第12号 新見市立学校管理規則の一部を改正する規則について説明させていただきますので、資料のうち新旧対照表をご覧ください。規則の引用法の用語を定義したことと、事務の関係で国や県の状況に揃えるため文言を加えています。共同学校事務室を加えています。新たにできるというのではなく、現在の共同実施組織はそのまま法令上このような形になるということです。事務の先生方が一緒になって仕事をするということはこれまでどおりで、それを統括する事務室、事務長を置くということにかわったのですが、岡山県は運用上はこれまでと変わらない形で進めると確認しています。以上です。

城井田教育長 将来的にはかわらないのですか。

上田課長 今のところ、県の担当者の話では当面はこのままであると聞いています。

城井田教育長 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第12号は承認とします。  
次に「議第13号」の説明をお願いします。

議第13号 新見市適応指導教室設置要綱の制定について

上田課長 議第13号 新見市適応指導教室設置要綱の制定について説明させていただきます。この適応指導教室というのは新生塾のことで、ずっと以前から設置していたのですが、設置要綱としては整備されていなかったため、この度設置要綱を制定するものです。内容については、それぞれご覧ください。以上です。

城井田教育長 新生塾の役割について見直しを検討していたところ、設置要綱がないことが判明し改めて整備するものです。  
ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第13号は承認とします。  
次に「議第14号」の説明をお願いします。

議第14号 新見市教育相談室設置要綱の制定について

上田課長 議第14号 新見市教育相談室設置要綱の制定について説明させていただきます。先ほどの議第13号と同じ状況です。実際に教育相談室は設置されているのですが、改めて設置要綱を制定するものです。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

住本委員 毎年協議している「新見市の教育」では、第1条の施設の並びを「保育所、幼稚園、認定こども園」という順番に統一したので、この要綱もそうするべきだと思います。

上田課長 そのように修正します。

城井田教育長 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第14号は承認とします。  
次に「議第15号」の説明をお願いします。

議第15号 新見市特別支援教育推進センター設置要綱の制定について

上田課長 議第15号 新見市特別支援教育推進センター設置要綱の制定について説明させていただきます。先ほど部長からの報告にもありましたが、現在設置に向けた準備を進めているところです。そのセンターの設置要綱で、センターは思誠小学校内に置きます。業務は、第3条に掲げている内容です。小学校が閉まっているときは、センターも閉まります。その他の内容については、資料をご覧ください。以上です。

松井委員 第8条に2カ所センター長とありますが、所長が良いのではないのでしょうか。

上田課長 2カ所を所長に修正します。

城井田教育長 第4条の対象者について説明してください。

上田課長 他市町の内容を参考にしており、このセンターを利活用していく、または直接指導・支援に関わる関係者ということで考えています。1号の生徒等の保護者とは、特別支援に関わって相談したい方が対象で、2号は、特別支援教育の資質向上のための教育的知見、指導・巡回指導を含めてそれを受ける教職員、3号は、その他センターを利用したり、協議する必要があると教育委員会が認めた者を対象者と考えています。

城井田教育長 第1条に「特別な教育上の指導と支援を必要とする幼児及び児童生徒(以下「生徒等」という。)に対して適切な指導と必要な支援を行うため」と書いてありますが、この対象者のところに幼児及び児童生徒の記述がありません。生徒等も対象になるのではないのでしょうか。

上田課長 生徒等やその保護者もセンターが行う業務の対象者になり得るので、「生徒等及びその保護者」に修正します。

城井田教育長 この文言を整理して、つじつまが合うようにしてください。次会、このように修正したと報告してください。

住本委員 先ほどの議第14号の新見市教育相談室設置要綱ですが、同じように第1条に「幼児」の文言を入れた方が良いと思うので、「学校生活、家

庭生活又は社会生活において悩みを持つ幼児及び児童生徒（以下「生徒等」という。）」に修正した方が良いのではないのでしょうか。

城井田教育長

そうですね、同じように文言を整理し修正してください。また、新年度になりましたら、センターが設置されたことを周知してください。

所長は嘱託職員で対応する予定にしています。指導員については、県費の担当職員が2名、再任用短時間勤務職員が1名、市費の職員が1名という形でスタートする予定です。

外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

松井委員

センターの職員ですが、今の小学校の職員が定数内であたるのですか。

上田課長

基本的には、加配の予定です。思誠小学校内には通級担当教諭がいますが、全て加配の職員でこれプラス1名の加配を受けて業務にあたってもらう予定です。

松井委員

今は思誠小学校の教職員ですよ。今度は、小学校を離れて所属がセンターになるのですか。

上田課長

県費の服務上は、思誠小学校在籍です。ただ、業務はセンターで行うということになります。

松井委員

了解しました。

城井田教育長

外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第15号は承認とします。

次に「議第16号」の説明をお願いします。

#### 議第16号 新見市いじめ問題対策基本方針の改定について

上田課長

議第16号 新見市いじめ問題対策基本方針の改定について説明させていただきます。国のいじめ問題に関する法律から県の対策基本方針を受け、市の対策基本方針をたて各学校が対策基本方針をたてるという流れの中で、県の基本方針が改定されたことを受け市の方針を改定するよう要請を受けて実施するものです。事前に改定案をお配りしていましたが、先ほど資料として平成26年4月付けの現行の基本方針をお配りしています。基本的な枠組みはかわっていません。現在の社会情勢や学校状況を踏まえて、文言を詳しくしているという内容です。例えば、改正案の1ページの「はじめに」というところが、従来のものに比べてかな

り増えています。これは、市の状況も含め具体的に明記するとか、スマートフォンなどの現在のいじめ問題の情勢等も含めるよう指示があったためです。2ページ以降についても、いじめの定義や状況等について具体的に記述したため増えています。新見市内の現在の状況、例えば連携しているところや学校運営協議会を設置していることなど、具体的に加えています。5ページ以降のいじめ問題への対策の内容ですが、ここが本当に詳しくなっています。8ページからは、学校が実施すべき内容に移っていますが、ここも具体的に記述しています。特に、14・15ページあたりに「重要」という記述を新たに加えています。例えば、いじめられた子にも問題があるといった主張があった場合は、こういった対応をしろとか、こういった考え方で学校は対応すべきだとか、いじめた児童生徒の行為を振り返らせる指導の注意点を記述しています。特に記録の保管の記述が15ページからになります。いじめの事実調査は今までもあったのですが、報道等でもどいう経緯だったのか、どういふ事案があったのかという情報提供を求められるケースが重大な案件であればあるほど多くあり、記録の保管についての目安を記述しています。16ページには、いじめの解消の定義などについても具体的に記述しています。17ページからの重大事態に対する対処については、基本的には変わっていません。最後に、21ページ以降は参考資料が新たに加わって、先生方に対象例や関係組織との連携図を示しています。以上です。

城井田教育長

県が示したものに沿って改定していると思いますが、この後これはどうしていくのですか。

上田課長

これを学校に提示して、学校が毎年度見直す対策基本方針に反映させてもらいます。

城井田教育長

この基本方針は、新見市と教育委員会との連名になっていますが、市長部局の管轄がどこになるかわかりませんが、このものは届いているのですか。

上田課長

26年度に策定したときに市長部局とは協議しており、関わりについては変わっていませんが、担当者とは詰めておきます。

城井田教育長

では、教育委員会で承認後、市長部局に報告をあげて確認してもらってください。

松井委員

表現、表記について気になる部分については、メモを作っていますので、後ほどお渡しします。

これは7ページの③いじめへの対処の、「ア 学校への支援といじめの解消」と、「イ 学校と警察との連携の推進」の間に、岡山県教育庁生徒指導推進室の中に、いじめ問題対応専門チームが設置されているの

で、そこの活用や連携、調整役を教育委員会が担うといった記述があったら良いのではないかと思います。次に、8ページの中程に「① 基本方針の策定」とありますが、本市の特徴である学校運営協議会の代表が関わるような記述があれば良いのではないかと思います。基本方針の冒頭では確かに文言としては触れているのですが、基本方針の策定のあたりに具体的に記述することは重要なことだと思います。次に、17ページの「3 重大事態への対処」では、「教育委員会又は学校による調査」の項目の後に「市長による再調査及び措置」とありますが、「重大事態」とは生命や心身または財産に重大な被害が生じるとか学校を欠席することを余儀なくされるとかいった非常に大きなことなので、先ほど教育長も言われましたが市長なども大きな責任を持たれるとしたら、総合教育会議のことについて触れておく必要がないのかなと思いました。総合教育会議の役割の一つに、「児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずるべき措置についての協議」とありますので、総合教育会議の招集やそこでの対応について記述する必要があるのではないかと思います。次に、19ページの「① 再調査」に構成員についての記述がありますが、18ページの「エ 調査を行う組織」に適当な専門家を加えた組織等を活用するという記述があり、そこで調査に加わった専門家は再調査で再び活動することができるのかどうか、例えば再任はできないあるいは再任を妨げない等の記述が必要ではないでしょうか。それから、学校が基本方針をつくって、それをホームページ等で積極的に公開するとありましたが、教育委員会自身はこの基本方針を公開するようなことは考えていないのでしょうか。

上田課長

教育委員会でも積極的に公開します。

松井委員

公開するような記述をするほうが良いと思います。ただ一般の方には読みにくいので、概要版を作成してアップしてはいかがでしょうか。ホームページだけでなく、市は公式のフェイスブックのアカウントを持っているので、フェイスブックを通じてホームページにアップしたことを拡散してはいかがでしょうか。SNSを利用して、できるだけ一人でも多くの若い親に見てもらおう工夫をしてもらいたいと思います。

小野職務代理者

会議ばかりで時間がかかって、実際にはせっかく子どもが親や先生に言っても何の動きもなかったとか、いろいろな会議をしている間に動きが見えなくて子どもが絶望してしまうようなことがないように、速い動きができるように、動いたことが見えるように対応をお願いします。

城井田教育長

今、ご指摘等をいただいた部分がありますので、整理させていただきたいと思います。今の状況でこのままというわけにはいかないのですが、今回は保留ということで改めて次会提示させていただきます。

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 次に「議第17号」の説明をお願いします。

議第17号 新見市スポーツ優秀選手等激励金交付要綱の一部改正について

田邊課長 議第17号 新見市スポーツ優秀選手等激励金交付要綱の一部改正について説明させていただきますので、資料のうち新旧対照表をご覧ください。第3条にただし書きがありましたが、制度の拡充が求められたことと、ただし書きの明確な根拠も不明であるため、これを撤廃する改正です。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第17号は承認とします。  
次に「議第18号」の説明をお願いします。

議第18号 新見市人権教育推進委員会委員の委嘱について

田邊課長 議第18号 新見市人権教育推進委員会委員の委嘱について説明させていただきます。今年度末をもって委員の任期が満了することとともない、次期の委員を委嘱するもので赤字が新規委員です。黒字が留任の方です。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第18号は承認とします。  
以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長 3月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻) (午後5時16分)